

## 令和8年度における学校給食の原材料費高騰に伴う 市からの補助措置について

### 1 目的

物価高騰に伴い、学校給食の原材料費が上昇している中、市からの補助金により、保護者負担を軽減しつつ、栄養バランスや量を保ち、安全で安心な学校給食を提供する。

### 2 経過

- 令和7年10月、当理事会において、令和8年度からの給食費単価の増額改定を決定した。  
※ 特に中学生への負担軽減についての意見を盛り込んだ要望書を市に提出

区分		現行単価 (保護者負担額)	改定率	改定後単価	増額 (保護者負担額)
小学校	1・2年	317 円 ( 289 円 )	114.1%	361 円	44 円↑ ( 72 円↑ )
	3・4年	320 円 ( 292 円 )		365 円	45 円↑ ( 73 円↑ )
	5・6年	323 円 ( 295 円 )		368 円	45 円↑ ( 73 円↑ )
中学校	385 円 ( 351 円 )	439 円		54 円↑ ( 88 円↑ )	

- 依然として物価高騰は継続し、学校給食の原材料調達においても、厳しい状況が続いており、特に米価格の高騰が顕著であり、令和7年11月には、給食用の米供給業者から、令和8年度の契約価格が約75%増額となる旨の通知がなされた。
- 市において、米価格の高騰に伴う主食費増額分の補填に加え、単価改定による負担の大きい中学生給食費への支援を要するものと判断し、令和7年度同様、物価高騰対策に活用可能な国の交付金を用いた補助措置を実施することとした。
- 令和8年1月に市の補正予算が成立し、令和8年度へ予算を繰り越した上で、4月に市から江別市学校給食会に対し、補助金が交付される予定

### 3 市からの補助額

**総額:78,870千円**

【内訳】

#### (1) 令和6年度及び令和8年度における単価改定に伴う増額分の補助(中学生分のみ)

1日当たりの総食数 2,981食/日	×	R6・R8 給食費単価増額分 中学生 88円	×	年間給食回数 183回～193回	=	補正予算額 (補助金) 49,502千円
-----------------------	---	------------------------------	---	---------------------	---	----------------------------

#### (2) 米価格の高騰に伴う主食費増額分の補助

※ 米供給業者の令和8年度における見込上昇幅約75%で算出

1日当たりの総食数 8,728食/日	×	主食費単価増額分 小学1・2年 13.26円 小学3・4年 15.10円 小学5・6年 17.00円 中学生 22.70円	×	年間給食回数 183回～193回	=	補正予算額 (補助金) 29,368千円
-----------------------	---	---	---	---------------------	---	----------------------------

※ 補助対象は、児童生徒喫食分のみ

(国の交付金に係る通知において、支援対象が限定されているもの。)

#### 4 令和8年度の給食費

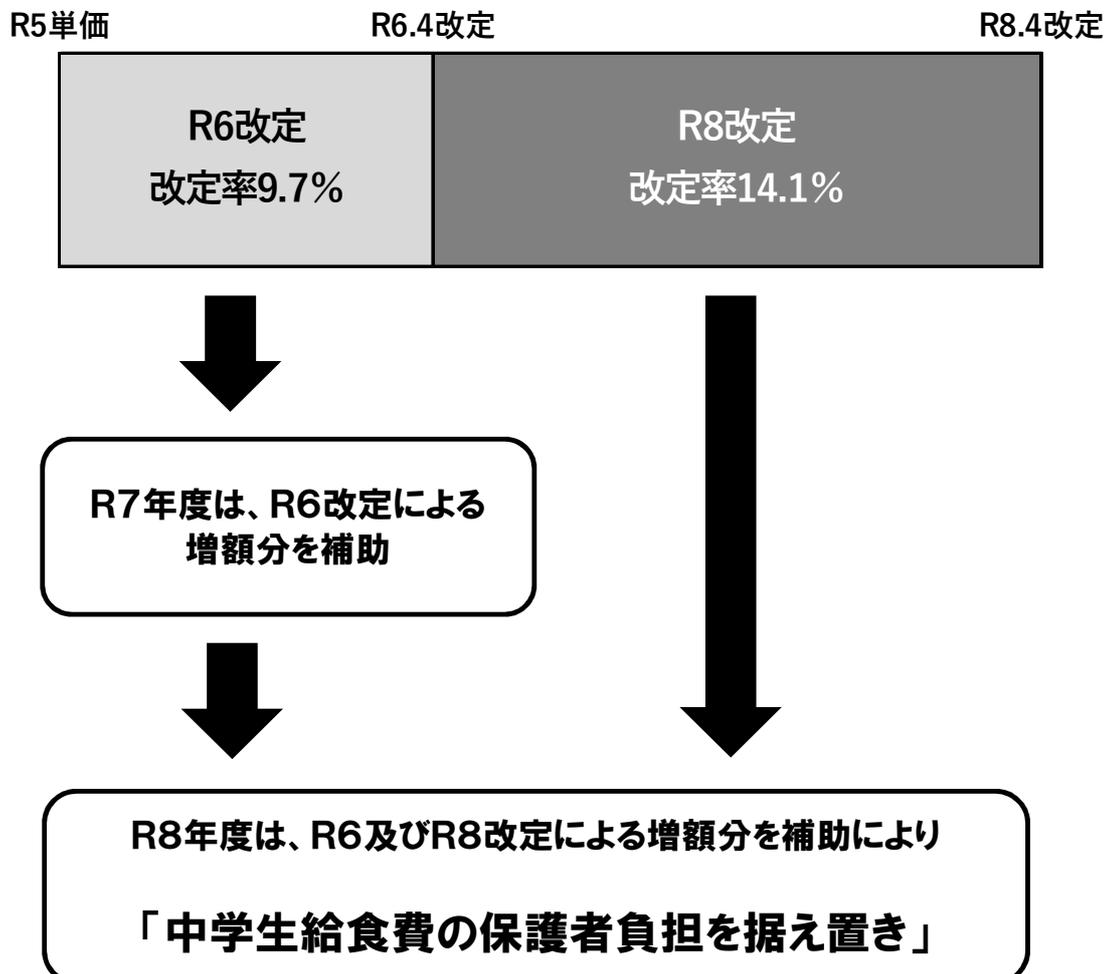
中学生分については、当該補助措置により、令和7年度の保護者負担額が据え置かれる。

小学生分については、国における「学校給食費の抜本的な負担軽減」を踏まえて、保護者負担額が決定される（報告事項第2号）。

#### 5 保護者負担額の比較（中学生のみ）

		令和7年度	令和8年度
1食あたり単価	保護者負担額	351 円	351 円
	（補助額）	（34 円）	（88 円）
	（補助前金額）	（385 円）	（439 円）
月額 (16食/月で算出)	保護者負担額	5,616 円	5,616 円
	（補助額）	（544 円）	（1,408 円）
	（補助前金額）	（6,160 円）	（7,024 円）

#### 6 改定状況及び補助の考え方（中学生のみ）



## 国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」に係る当市の対応について

### 1 経過

- ・ 令和7年12月、令和8年度からの小学校給食費について、国から「抜本的な負担軽減」を実施するための制度概要が通知された。
- ・ 当該通知に基づき、市において制度内容を決定し、令和8年度から実施することとなった。

### 2 国及び北海道による支援

#### (1) 概要

- ・ 学校給食費の抜本的な負担軽減のため、国及び道から各市町村へ交付金が支給される。
- ・ 栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進することも趣旨に含まれている。
- ・ 学校給食法は改正せず、原材料費は従来と同様、原則保護者負担となる。
- ・ 令和8年度の支援対象は小学生であり、中学生については課題の整理を行った上での実施が検討されている。

#### (2) 支援内容

- ・ 児童個人ではなく、自治体に対する予算補助との位置付け
- ・ 令和8年度は、小学生一人当たり5,200円/月が交付金算定の基準額となる。  
※ 年度毎の基準額は、国による調査を経て設定される。
- ・ 当市配分額：5月1日現在の在籍児童数 × 基準額 × 11か月  
※ 生活保護受給者は対象外  
※ R8/5/1在籍児童見込数：5,747名、R8/1現在生活保護受給児童数：29名
- ・ 基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、保護者負担とすることが可能
- ・ 非喫食者の取扱いは、各市町村の判断に委ねられる。

#### (3) 当市配分額（令和8年度見込み）

国・道 基準額 5,200円/月	×	R8児童数 (推計値) 5,718名	×	11か月	=	327,070千円
生活保護受給世帯の児童を除いた数値						

### 3 当市の小学生給食費予算及び保護者負担の総額

R8年度小学生 給食費予算 416,600千円	-	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">国・道 当市配分額 327,070千円</td> <td style="padding: 5px;">+</td> <td style="padding: 5px;">生活保護世帯 給食費 2,000千円</td> <td style="padding: 5px;">+</td> <td style="padding: 5px;">重点支援交付金 (米分:児童のみ) 16,600千円</td> </tr> </table>	国・道 当市配分額 327,070千円	+	生活保護世帯 給食費 2,000千円	+	重点支援交付金 (米分:児童のみ) 16,600千円	=	保護者負担 総額 70,930千円
国・道 当市配分額 327,070千円	+	生活保護世帯 給食費 2,000千円	+	重点支援交付金 (米分:児童のみ) 16,600千円					

#### 4 当市における支援

##### (1) 支援内容

- ・ 当市支援額を5,200円/月（基準額と同額）とし、超過部分は保護者負担とする。
- ・ 非喫食者や一部欠食者への支給は行わない。  
理由：本件支援は、自治体の給食原材料購入費を対象としたものであり、給食ではない昼食代への支援は、国の制度趣旨に含まれていない。  
また、非喫食者や一部欠食者からは、原材料費である給食費の全部又は欠食部分を徴収していないため。
- ・ 支援の実施主体は、給食費の収支に係る事務を執り行う江別市学校給食会とし、必要な経費は、国・道からの交付金を活用した補助金が市から当会へ交付される。
- ・ 国が示す制度内容から、支援対象は小学生のみである（中学生や教職員等は除く）。

##### (2) 給食費徴収回数の変更

国・道は配分額を11か月分で算定。当市の支援方法を明瞭化するため、令和8年度から当市の給食費徴収回数を【年12回】⇒【年11回】へ変更する。

##### (3) 通常喫食者

当市支援額の超過分を保護者負担とする。

###### 【保護者負担額の例】

ア 最高月額（小学6年生単価：368円/食、R7最大食数：193食/年度）

給食費 6,457円/月	－	当市支援額 5,200円/月	=	保護者負担額 1,257円/月	保護者負担年額 13,827円/年
-----------------	---	-------------------	---	--------------------	----------------------

イ 最少月額（小学1年生単価：361円/食、R7最少食数：178食/年度）

給食費 5,842円/月	－	当市支援額 5,200円/月	=	保護者負担額 642円/月	保護者負担年額 7,062円/年
-----------------	---	-------------------	---	------------------	---------------------

##### (4) 非喫食者

ア 年間通して喫食しない者（弁当持参等） R7:  名  
保護者負担なし（昼食代の支給なし）

イ 長期欠席による一時的な非喫食者（不登校や病欠等） R7:  名  
該当月の給食費が当市支援額を超過する場合：給食費差額は保護者負担  
該当月の給食費が当市支援額を下回る場合：保護者負担なし（支援差額の支給なし）  
※ 各人の長期欠席期間は異なり、ひと月当たりの給食費にバラツキが生じる。

##### (5) 一部欠食者

ア 牛乳欠食（他の給食は喫食） R7:  名  
保護者負担なし（支援差額の支給なし）  
※ 牛乳のみの平均月額が1,200円程度。給食費月額が当市支援額を下回る想定

イ 牛乳のみ喫食 R7:  名  
保護者負担なし（支援差額の支給なし）  
※ 牛乳のみの平均月額は当市支援額を下回る。

今回の報告事項の考え方

今回の報告事項に係る補助措置は、国から2種類の交付金を活用して実施するものです。  
交付金の種別ごとに実施内容（報告事項第1号又は第2号の別）が異なります。  
資料の文面のみでは、分かりにくい部分があるかと思われますので、下記のイメージ図により、資料をご覧いただく上でのご参考としていただければと存じます。

